

国立大学法人埼玉大学副学長に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 104号
改正 平成17. 3.10 16規則205

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第17条の規定に基づき、本学に、副学長を置く。

(副学長)

第2条 副学長は、常勤の理事及び教職員のうちから学長が指名する者とする。

(副学長の任期)

第3条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えて在任することはできないものとする。

2 欠員が生じた場合の補欠の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 副学長は、学長の職務を助け、学長から指示された事項を処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 3.10 16規則205)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に就任する副学長の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。